

# 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 事前相談票及び事業計画書（第7条—第13条）
- 第3章 事業計画の周知（第14条—第17条）
- 第4章 合意の形成（第18条—第21条）
- 第5章 手続の終了（第22条—第25条）
- 第6章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員（第26条）
- 第7章 雑則（第27条—第32条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の事前公開、これに対する関係住民等の生活環境保全上の意見を求めるための手続、紛争の解決のための意見の調整その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整を図り、もって廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 自動車リサイクル法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。
- (4) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物処理施設等 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設、自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設その他廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設をいう。
- (6) 廃棄物処理施設等の設置等 廃棄物処理施設等の設置又は廃棄物処理施設等の位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類に係る変更であつて、当該設置又は変更に関し第5条各号に掲げる手続のうちいずれかの手続を要する行為をいう。
- (7) 事業計画者 廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者をいう。
- (8) 関係地域 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそ

れがある地域として規則で定める地域をいう。

(9) 関係住民 次に掲げる者をいう。

ア 関係地域内に居住する者

イ 町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であつて関係地域内に居住する者が属する団体

ウ 関係地域内で事業を営む者

エ 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域に接続する公共用水域において、水利権を有する者

オ その他廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として規則で定めるもの

(10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関する事業計画者と関係住民との間の争いをいう。

(11) 合意の形成 紛争を予防するための事業計画者と関係住民との相互理解をいう。

(12) 意見の調整 合意の形成を図るため又は紛争の解決を図るために事業計画者及び関係住民が意見を交換するための会議の開催等を行うことをいう。

（市の責務）

第3条 市は、生活環境の保全に配慮した廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業計画者に対し必要な指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図るものとする。

（事業計画者及び関係住民の責務）

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業計画者は、この条例に規定する手続の過程において、関係地域の生活環境の保全のために適正な配慮を行うことを約したときは、誠実にこれを行わなければならない。

3 事業計画者及び関係住民は、信義に従い、誠実に、合意の形成に努めるとともに、合意の形成を図ろうとする市に協力するよう努めなければならない。

4 事業計画者及び関係住民は、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、市が行う意見の調整等の施策に協力するよう努めなければならない。

（手続が求められる申請等）

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、あらかじめ当該施設に係る第2章から第5章までに規定する手続を実施し、第25条の規定による通知（当該申請又は届出をする日の1年前の日以後に受け

た通知に限る。)を受けておかなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項並びに第15条の2の6第1項に規定する許可の申請
- (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する届出
- (3) 自動車リサイクル法第60条第1項、第67条第1項及び第70条第1項に規定する許可の申請
- (4) 自動車リサイクル法第63条第1項及び第71条第1項に規定する届出(許可の取扱い)

第6条 市長は、事業計画者が正当な理由なく、前条の規定に違反して同条第1号又は第3号に規定する許可の申請を行ったときは、当該申請に対する審査を行うに当たっては、当該事業計画者を、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するものとして、法第7条第5項若しくは第10項(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)、法第14条第5項若しくは第10項(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第14条の4第5項若しくは第10項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)、法第15条の2第1項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)、自動車リサイクル法第62条第1項又は同法第69条第1項(同法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用するものとする。

## 第2章 事前相談票及び事業計画書

### (事前相談票)

第7条 事業計画者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事前相談票を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (3) 廃棄物処理施設等の種類
- (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
- (5) 廃棄物処理施設等の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、事前相談票を正確なものとするために必要があると認めるときは、事前相談票の修正を指示することができる。

3 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(事前相談の変更)

第8条 事業計画者は、事前相談票に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第2項中「事前相談票」とあるのは「変更後の事前相談票」と読み替えるものとする。

(事前相談の廃止)

第9条 事業計画者は、事前相談を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業計画書)

第10条 事業計画者は、第7条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 廃棄物処理施設等の設置等の目的又は設置を必要とする理由
- (3) 廃棄物処理施設等の設置等の場所
- (4) 廃棄物処理施設等の種類
- (5) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
- (6) 廃棄物処理施設等の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）
- (7) 廃棄物処理施設等の構造、設備及び維持管理の計画
- (8) 廃棄物処理施設等の災害防止のための計画
- (9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画者は、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設等を設置することが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

3 市長は、事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を正確なものとするため必要があると認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。

4 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 事業計画者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第3項中「事業計画書」とあるのは「変更後の事業計画書」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において準用する前条第4項の規定による通知をする場合において、当該事業計画者が第3章及び第4章に規定する手続の全部又は一部を行っているときは、第3章及び第4章に規定する手続のうち事業計画者が再度実施する必要があると認めるものを併せて通知するものとする。

4 事業計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された手続を再度実施しなければならない。

(事業計画の公表)

第12条 市長は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしたときは、第25条の規定による通知をするまでの間、当該事業計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

3 事業計画者は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、第25条の規定による通知を受けるまでの間、当該事業計画書の写しを関係住民に閲覧させなければならない。

4 事業計画者は、前項の規定により閲覧させるときは、関係地域内に閲覧の場所を設けて閲覧させるものとする。ただし、関係地域内に適当な閲覧の場所を設けることが著しく困難である場合は、第10条第1項第3号の場所に最も近い事業計画者の事務所で閲覧させるものとする。

5 前項の場合において、事業計画者は、規則で定める事項を表示しなければならない。

(事業計画の廃止)

第13条 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該事業計画が廃止されたことを関係住民に周知するものとする。

### 第3章 事業計画の周知

(周知計画書)

第14条 事業計画者は、第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 関係住民及び関係地域の範囲並びにその根拠

- (2) 第12条第3項の閲覧に関する事項
- (3) 第16条第1項の説明会に関する事項
- (4) 第16条第2項の広告に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 市長は、前項の規定による修正の指示をしないとき、又は前項の規定による修正の指示に対し事業計画者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業計画者にその旨を通知するものとする。

(周知計画の変更)

第15条 事業計画者は、前条第3項の規定による通知を受けるまでの間、周知計画書に記載された事項を変更することができる。

2 事業計画者は、前項の規定により周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。この場合において、前条第2項中「周知計画書」とあるのは「変更後の周知計画書」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第16条 事業計画者は、第14条第3項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項に規定する事業計画に関する説明会を開催しようとするときは、あらかじめ相当の期間、規則で定めるところにより、当該説明会を開催することを関係住民に広告しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する事業計画に関する説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会に本市職員を立ち合わせることができる。

(実施状況の報告)

第17条 事業計画者は、前条第1項の説明会（説明会を2回以上開催する場合は、最後に開催される説明会とする。以下同じ。）を開催したときは、その開催の日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長にその実施状況について報告しなければならない。

#### 第4章 合意の形成

(意見書の提出)

第18条 事業計画について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者に自らの意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、第16条第1項の説明会の開催の日の翌日から起

算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に送付して行わなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業計画者に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第19条 事業計画者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書の写しを14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

- 4 事業計画者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該見解書に記載された自らの見解を関係住民に周知しなければならない。

(見解に対する意見書の提出)

第20条 前条第1項の見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者に自らの意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、市長が前条第2項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供し始めた日の翌日から起算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に送付して行わなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業計画者に送付するものとする。

(見解に対し提出された意見書に対する見解書の提出等)

第21条 事業計画者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、当該見解書の写しを14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により見解書の写しを公衆の縦覧に供するときは、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

- 4 事業計画者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該見解書に記載された自らの見解を関係住民に周知しなければならない。

- 5 事業計画者は、前項の規定により周知したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

## 第5章 手続の終了

### (合意の形成の判断等)

第22条 市長は、第18条第2項の規定による意見書の送付がなかったとき、第20条第2項の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第5項の規定による届出があったときは、第17条の規定による報告、第18条第1項に規定する意見書、第19条第1項に規定する見解書、第20条第1項に規定する意見書、第21条第1項に規定する見解書、次項の規定により提出される資料又は意見書等を勘案し、合意の形成について、次のいずれに該当するかを判断するものとする。

- (1) 合意の形成が図られているとき。
- (2) 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。
- (3) 第2章から第4章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。

2 市長は、前項の規定による判断をする場合において、必要があると認めるときは、事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による判断をする場合において、必要があると認めるときは、調整委員（第26条第1項に規定する姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員をいう。以下同じ。）の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定による判断をしたときは、その判断の結果を事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

5 市長は、前項の規定により、事業計画者に第1項第2号に該当する旨の通知をするときは、第2章から第4章までに規定する手続のうち当該事業計画者が再度実施する必要があると認められるものを併せて通知するものとする。

6 事業計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された手続を適正に実施しなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定による請求があった場合は、この限りでない。

### (再判断の請求)

第23条 前条第1項の規定による判断に不服がある事業計画者は、同条第4項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に再度判断することを求めること（以下「再判断の請求」という。）ができる。

2 前条第1項の規定による判断に不服がある関係住民は、同条第4項の規定による周知が開始された日の翌日から起算して21日を経過する日までに、規則で定めるところにより、再判断の請求ができる。

3 市長は、前2項の規定による再判断の請求があった場合は、第17条の規定による報告、第18条第1項に規定する意見書、第19条第1項に規定する見解書、第20条第



1 項に規定する意見書、第 2 1 条第 1 項に規定する見解書、前条第 2 項（次項において準用する場合を含む。）の規定により提出される資料又は意見書等を勘案し、合意の形成について、次のいずれに該当するかを判断するものとする。

- (1) 合意の形成が図られているとき。
- (2) 第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施しておらず、合意の形成が図られていないとき。
- (3) 第 2 章から第 4 章までに規定する手続を事業計画者が適正に実施したが、合意の形成が図られていないとき。

4 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による判断をする場合において準用する。この場合において、前条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 3 項」と、「場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「とき」と、「事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「事業計画者及び関係住民の意見を聞かなければならない」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、「場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「とき」と、「聴くことができる」とあるのは「聴かなければならない」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、同条第 5 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 3 項」と、同条第 6 項中「適正に実施しなければならない。ただし、次条第 1 項又は第 2 項の規定による請求があった場合は、この限りでない」とあるのは「適正に実施しなければならない」と読み替えるものとする。

（意見の調整）

第 2 4 条 事業計画者及び関係住民は、第 2 2 条第 1 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知及び周知があった場合であって前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による再判断の請求がなかったとき、又は同条第 3 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知及び周知があったときは、市長が定める日の翌日から起算して 1 4 日を経過する日までに、規則で定めるところにより、市長に意見の調整を行うよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の市長が定める日を定めたときは、事業計画者に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

3 第 1 項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による申出を受けたときは、必要に応じて調整委員の意見を聴き、意見の調整を行うものとする。

5 市長は、第 1 項の規定による申出を事業計画者から受けたときは、その旨を事業計画者及び事業計画者が意見の調整においてその相手方としようとする関係住民に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

6 市長は、第 1 項の規定による申出を関係住民から受けたときは、その旨を当該申出をした者及び事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周

知するものとする。

- 7 市長は、市長が行う意見の調整に事業計画者又は関係住民が協力しないとき、紛争の解決又は合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を行うことが適当でないとき、意見の調整を打ち切ることができる。
- 8 市長は、市長が行う意見の調整により合意の形成が図られたと認められるとき又は前項の規定により意見の調整を打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び当該意見の調整を行うよう申し出た者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

(終了の通知等)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当事実を事業計画者に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に周知するものとする。

- (1) 市長が第22条第1項の規定による同項第1号に該当する旨の通知をした場合において、第23条第1項又は第2項の規定による再判断の請求がないとき。
- (2) 市長が第22条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知をした場合において、第23条第1項又は第2項の規定による再判断の請求及び第24条第1項の規定による申出がないとき。
- (3) 市長が第23条第3項の規定による同項第1号に該当する旨の通知をしたとき。
- (4) 市長が第23条第3項の規定による同項第3号に該当する旨の通知をした場合において、第24条第1項の規定による申出がないとき。
- (5) 市長が第24条第8項の規定による通知をしたとき。

#### 第6章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

(姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員)

第26条 市長は、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査をさせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員を置くことができる。

- 2 調整委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 生活環境の保全のための大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に関する学識経験を有する者
  - (2) 生活環境の保全のための廃棄物の処理に関する学識経験を有する者
  - (3) 法律に関する学識経験を有する者

#### 第7章 雑則

(進捗状況等の公表)

第27条 市長は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

(勧告)

第28条 市長は、事業計画者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(指導及び助言)

第29条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業計画者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

(協力依頼)

第30条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係機関の長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第31条 第12条及び第3章から第5章までの規定は、次に掲げる事業計画者については適用しない。この場合において、第5条中「第2章から第5章までに規定する手続」とあるのは「第2章に規定する手続」と、「第25条の規定による通知」とあるのは「第10条第4項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知」とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項の規定により都市計画に定められた廃棄物処理施設等の設置等を行う事業計画者
- (2) 自ら排出する廃棄物を処理するためにその排出する場所において廃棄物処理施設等の設置等(政令第5条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。))及び第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く廃棄物処理施設等に係るものに限る。)を行う事業計画者
- (3) 廃棄物処理施設等の設置等(政令第5条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。))及び第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く廃棄物処理施設等に係るものに限る。)を行う事業計画者であって規則で定めるもの
- (4) 廃棄物の積替えのための保管を行う事業計画者であって規則で定めるもの
- (5) 自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業を行う事業計画者であって規則で定めるもの

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に事業計画者が廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議手続を開始していると市長が認めるときは、当該事業計画者の当該事前手続に係る第5条各号の申請又は届出については、なお従前の例による。